

令和5年第2回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 令和5年2月28日（火）午後2時00分

場 所 サンプルッシュ白河

2. 会議構成人員（38名）

出席農業委員（17名）

欠席農業委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（16名）

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- 4 報告第1号 白河市個人情報保護条例白河市農業委員会施行規則の廃止について

◎開 会

事務局長 それでは、総会の定足数に達していますので、ただいまより令和５年第２回白河市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第３条関係が６件、農地法第５条関係が４件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が３２件、合わせて４２件をご審議いただきますほか、白河市個人情報保護条例白河市農業委員会施行規則の廃止についての報告がございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(午後 ２時００分)

◎会長挨拶

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第１５条の規定による議事録署名人の指名がありますが、議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎欠席者の報告

◎議案第１号

会 長 議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案を朗読させます。

事 務 局 それでは、２ページをご覧ください。

議案第１号 農地法第３条第１項の規定による許可申請について。農地法第３条第１項の規定による申請があったので、同条第２項の規定により審議するものとする。令和５年２月２８日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 それでは、３ページをご覧ください。

農地法第３条についてご説明いたします。

【その１からその６朗読】

以上、その１からその６までの案件につきまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 農地法第３条その１について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 去る２月２３日に委員と譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りし、申請内容に間違いはないということです。今回の申請による周辺農地への影響は問題ないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その１について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その２について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る２月１６日、委員と譲渡人、譲受人と現地調査を行いました。申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いはないとのことでした。今回の申請による周辺農地への影響は特にないと思われます。

皆様ご審議、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その２について原案のとおり決定いたします。

農地法第３条その３について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る２月１８日に委員と譲受人立会いの下、現地調査を行いました。譲渡人はご高齢のため直接お会いし、申請内容を確認しました。申請内容に間違いはないということです。譲受人にも申請内容を確認し、申請内容に間違いはないということです。今回の申請による周辺農地への影響は特にないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その３について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その4について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る2月16日に委員と譲受人立会いの下、現地調査を行いました。譲渡人には電話で確認し、申請内容に間違いがないとのことです。譲受人にも申請内容について聞き取りし、申請内容に間違いがないとのことです。今回の申請について周辺農地への影響は特にありませんので、皆様のご審議のほど、よろしくお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その5について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 今回の申請について、去る2月26日、委員と現地調査を行いました。また、譲渡人、それと譲受人の代理人と後日現地でお会いし、申請内容を確認しました。双方とも申請内容については間違いがないということでした。今回の所有権の移転に伴う周辺農地への影響については特に問題ないと思われます。

皆様の審議よろしくお願いします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定いたします。

農地法第3条その6について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

委員 現地調査の結果をご報告いたします。

去る2月22日、譲渡人、譲受人、と農業委員と現地にて2人から説明を聞き、申請内容を確認しました。双方と間違いなく売ります、買いますとのことでありましたので、問題ないことを確認いたしました。

委員の皆様の審議をよろしくお願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定いたします。

◎議案第２号

会 長 次に、議案第２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 それでは、５ページをご覧ください。

議案第２号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について。農地法第５条第１項の規定による転用のための申請があったので、同条第３項において準用する同法第４条第４項及び同条第５項の規定により審議するものとする。令和５年２月２８日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 農地法第５条その１について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、６ページをご覧ください。

農地法第５条その１についてご説明申し上げます。

【その１朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第２種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る２月２６日１時に委員と設定人、被設定人立会いの下、現地調査を行いました。申請内容について聞き取りし、申請内容に間違いのないことです。

今回の申請による周辺農地への影響について問題はないと思います。

皆様のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その１について原案のとおり決定いたします。

農地法第５条その２について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、１１ページをご覧ください。

農地法第５条その２についてご説明申し上げます。

【その２朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第１種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業の住宅その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 この件につきまして、去る2月23日午後より、委員同行の下、現地調査に行ってきました。当日は、立ち合いといたしまして、被設定人、設定人、両者立会いの下、申請内容につきまして聞き取り調査をいたしましたところ、申請書どおりであるということを確認できました。両名は親子関係でございますので、何ら問題はないかと思われまゝ。また、周辺農地への影響もないかと思われまゝですが、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その3について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、16ページをご覧ください。

農地法第5条その3についてご説明申し上げます。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。

第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る2月25日、委員と現地調査を行いました。設定人、被設定人と現地でお会いし、申請内容について確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題はないと思われます。

皆様のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定いたします。

農地法第5条その4について審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、21ページをご覧ください。

農地法第5条その4についてご説明申し上げます。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第2種農地と判断いたします。

皆様方のご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 農業委員等に関する法律第31条、議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

委 員 今回の申請について、去る2月25日に早津と現地調査を行いました。譲渡人にも2月24日にお会いし申請内容について確認いたしました。譲受人には2月22日に電話で申請内容について確認いたしました。双方とも申請内容について間違いないとのことでした。周辺に農地はなく、今回の転用による農地への影響については特に問題ないと思います。

皆様のご審議、何とぞよろしくお願い申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定いたします。

該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局 それでは、26ページをご覧ください。

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。令和5年2月28日提出。会長矢野正則。

以上でございます。

会長 事務局より説明をさせます。

事務局 それでは、38ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【朗読】

この案件につきましては、1月25日に地区担当の委員立会いの下、あっせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会長 農業委員等に関する法律第31条、議事参与の制限により、該当委員の離席を求めます。

(該当委員 退場)

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております第1号から第32号について、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、第1号から第32号について原案のとおり承認いたします。該当委員の入場を求めます。

(該当委員 入場)

◎報告第1号

会長 次に、報告第1号 白河市個人情報保護条例白河市農業委員会施行規則の廃止について事務局に議案を朗読させます。

事務局 それでは、お配りしました資料をご覧ください。

報告第1号 白河市個人情報保護条例白河市農業委員会施行規則の廃止について。個人情報

報の保護に関する法律の改正に伴い、現行の白河市個人情報保護条例白河市農業委員会施行規則（平成17年白河市規則第20号）の廃止案を3月定例市議会に上程したため、総会において報告する。令和5年2月28日報告。会長矢野正則。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事 務 局 個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体について分かれていた法令が一つに統合されまして、全国的な共通ルールとなり、個人情報保護委員会が一元的に法律の解釈・運用をすることとなりました。

令和5年4月1日からは本市でも法が直接適用されるために、現行の白河市個人情報保護条例を廃止しまして、法の施行に関して必要な事項として、法で委任された事項、また、条例で定めることが許容される事項を新たに規定する白河市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定いたします。

このため、現行の白河市個人情報保護条例白河市農業委員会施行規則を廃止しまして、新たに白河市個人情報の保護に関する法律等施行規則を制定することとなります。

説明は以上です。

◎その他

会 長 以上で、本総会に提案された議案の審議が終了いたしました。

その他、皆様から何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

会 長 なければ、これをもちまして、令和5年第2回白河市農業委員会総会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

（午後2時45分）